

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件1】

1 和解(示談)の相手方

富士通リース株式会社

2 事件の概要

平成27年11月26日付けで締結した中野区住基ネットシステムに係る統合端末等の賃貸借契約について、区の申出により令和元年12月31日付けで解除された。これにより、相手方は当該統合端末等の賃借料残額相当額の損害を被った。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件契約の解除により、相手方が被った損害573,350円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

令和2年(2020年)1月28日

5 区の賠償責任

本件は、区の申出により本件契約が解除されたものであり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件による相手方の損害額は、中野区住基ネットシステムに係る統合端末等の賃借料残額相当額の合計573,350円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事件後の対応について

機器の賃貸借において、機器の仕様の動向について十分に留意することとした。

【報告案件2】

1 和解(示談)の相手方

富士通リース株式会社

2 事件の概要

平成29年4月1日付けで締結した中野区住基ネットシステムに係る統合端末等増設分の賃貸借契約について、区の申出により令和元年12月31日付けで解除された。これにより、相手方は当該統合端末等増設分の賃借料残額相当額の損害を被った。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件契約の解除により、相手方が被った損害24,138円について、

相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

令和2年（2020年）1月28日

5 区の賠償責任

本件は、区の申出により本件契約が解除されたものであり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件による相手方の損害額は、中野区住基ネットシステムに係る統合端末等増設分の賃借料残額相当額の合計24,138円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事件後の対応について

機器の賃貸借において、機器の仕様の動向について十分に留意することとした。